

地下の正倉院展 コトバと木簡

展示期間 一期 一〇一年一〇月一八日(火)――〇月二〇日(日)

二期 一一月一日(火)――一月三日(日)
三期 一月五日(火)――一月二七日(日)

I 全国に広がる文字

2 陸奥国からの昆布の荷札

(S D四九五一出土。『平城宮木簡』3—3059、以下、宮3—3059と略す)

陸奥国名取郡□□布御贊壹籠□

|| 天平元年十一月十五日

長さ三一九mm・幅二五mm・厚さ六mm ○三一型式

陸奥国名取郡(今の宮城県名取市)から、贊(天皇用の食材)

を送つた際の荷札。腐食が非常に進んでおり、墨痕は極めて薄い。

近年、赤外線観察装置の発達や、類例の増加により、陸奥国名取郡からの荷札であることが判明した。再調査の重要性を痛感させること例。

品目で、読めている文字は「布」のみである。「贊」という税目からしても食品であることは確実である。食品で「布」字がつくものとして有力な候補となるのは「昆布」であり、「布」字の上のわずかに残る墨痕も「昆」と考えて矛盾はない。昆布は本州北部以北に分布しており、陸奥国からの貢納品にふさわしい。ただし、名取郡が昆布の産地であった可能性よりも、交易を通じて入手したものと考えた方が妥当であろう。

5 女官が命令を伝えたことを記す木簡2*

(*は重要文化財)

(SK八二〇出土。宮1—84)
○九一型式

□命婦宣進黃□

某命婦が伝達した命令であることを書き記した木簡の削屑。何らかの物品の進上を命じている。命婦は、本人が五位以上(もしくは夫が五位以上)の身分の高い高級女官。命婦の宣であることは、それが天皇の命令であることを暗示する。

女官達が、口頭で命令を伝達し、それが文字に書き留められて、巨大な律令官司機構が動き始める。その、いわばスイッチを押した瞬間の証拠が、この小さな削屑である。

平城京の政府は、フロンティアに属する東北地方の物産も十分把握し、天皇の食料として絶品の昆布を取り寄せていたのである。天平元年は七二九年。

II コトバを漢字で

10 旦風での仏事に伴う三項目の長屋王の命令を伝える木簡

(S D 四七五〇出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』²¹, 7 頁上段。
以下、城²¹—7 上と略す)

(表) ○ 移務所 立薦三枚 旦風悔過布施文
(裏) ○ 大炊司女一人依齋会而召 右二種今急進
遣仕丁刑部諸男

長さ三六九mm・幅三三mm・厚さ四mm ○一型式

長屋王家木簡の一つ。奈良時代の貴族たちは家の運営のために多くの人々を抱え、家政機関と呼ばれる組織を編成していたが、長屋王は自身のものと父・高市皇子から継承したものと、二つの家政機関を持っていた。「移」は上下関係はない役所の間で用いる文書形式で、この木簡も二つの家政機関の間で取り交わされたものであろう。立薦(たつごも)は「わざをつなぎ合わせて屏風のようについたもの」を進上すること、「悔過布施文」を進上すること、大炊司(家政機関のなかで炊事を担当するセクション)の女性一人を「齋会」(斎会)のために手配すること、の三項目を指示している。

面白いのは、「而」の用法。この木簡では「依りて」「て」として「而」が用いられており、長屋王家木簡ではしばしば見られる用法である。しかし、漢文では「而」は接続詞「そして」(または「しかし」)の意味で使われることが多い。一方で「而」の音は「ジ」「ニ」であり、音声をそのまま文字に置き換えた万葉仮名とも異なる。「而」には前後の文章・単語を「つなぐ」意味があるという漢文の知識を活かしつつ、日本語を書き表すためにアレンジを加えた用法、と言えるかもしれない。その一方で、「依」の字の使い方は中国語風であり、二つの要素が入り交じっている様子も見て取れる。

なお、悔過は自らの罪を悔い改めることを吉祥天などに誓う

仏事。斎会は僧尼に斎食(食事)を供える仏事であるが、広く宗教儀式という意味で用いられることがある。一つの木簡に記されることから、ここで両者は同じ仏事を指している可能性が高い。布施は僧侶に施す金銭・物品のこと。したがって、「悔過布施文」は悔過できまざまな役を務める僧たちへの布施に関する文書(例えば支給品の目録など)を意味するのである。「旦風」「朝風」とも書く)は飛鳥地方南部の地名。長屋王や竹野女王(長屋王の妹か)とゆかりが深く、山林寺院も存在したと考えられており、(たゞまつ)仏事の開催地と想定するのにふさわしい。「今急進」(今、急ぎ進れ)という文面からは、準備に追われて忙しく走り回る役人たちの姿が目に浮かぶ。

11 宮内の夜回りの記録*

(S K 八二〇出土。城³⁵—14下)

(表) □ 位下財棕人安万呂
□ 行夜使仍注状故移
(裏) □ 少志権原造總麻呂

長さ(一一七)mm・幅三〇mm・厚さ二mm ○一九型式

12 日本語の語順がみえる木簡

(S D 四九五一出土。宮³—2857)

(表) □ (異筆^{2?}) □ 上 □ 氷所无状注以解

(裏) □ (異筆¹) □ □ □ 旦 □ 忍 □

長さ二〇七mm・幅二二mm・厚さ二mm ○三二型式

11は、上下関係はない役所の間で使われる「移」という形式があるという漢文の知識を活かしつつ、日本語を書き表すためにアレンジを加えた用法、と言えるかもしれない。その一方で、「依」の字の使い方は中国語風であり、二つの要素が入り交じっている様子も見て取れる。

夜警を務める財棕人安万呂の身分証としての機能を担っていた

と考えられる。

12は、削り取られている文字も多く、内容はよくわからない。表裏で筆跡が異なり、また表だけでも二人の人物によつて書かれている可能性がある。

二つの木簡を見比べると、「状を注す」（文書に書く）という同じ表現が使われているのに、漢字の並びはそれぞれ「注状」「状注」とさかさまになつてゐることに気づく。**11**が中国語の語順に基づく正規の漢文であるのに対し、**12**は日本語の語順のままに文書を書き記しているためである。日本語のコトバを中国語の文字で書き表すのは難しいが、だからこそさまざまな表現方法が生まれたのである。

18 文書でよく使う文言の習書木簡

（SD三二九七出土。宮2—2631）

（表）充宜知此状
（裏）趣趣宜知

□此状宜趣旨

長さ九八mm・幅四八mm・厚さ三mm ○一二型式

習書木簡。文字一つひとつではなく、よく使う文言をフレーズ

単位で書いている点に特徴がある。

表裏両面の「宜知此状」は、文書で使う文言。「宜知此状」…「宜しく此の状を知り…」と読み、「よくよく事情を察して…」というほどのニュアンス。正倉院文書でもしばしばお目にかかるが、「宜察此趣」「宜承^{シテ}知旨」といったバリエーションもある。裏面の「趣」「旨」などの文字も、類似の文言から連想して書いたものであろう。

19 「官」「宮」など似た文字を記す習書木簡

（SD五〇五〇出土。宮3—3122）

（表）官宮中大式民治件
（裏）有官宮□大式

長さ二二九mm・幅一四mm・厚さ二mm ○六一型式

檜扇の骨に習書した木簡。「官」「宮」といった、字形がよく似た文字を練習しているようにみえる。

しかし、つづく「中大式民治」に目を向けると、別の可能性も浮上する。「官宮」とあわせて、これらは太政官（または神祇官）の「官」、および宮内・中務・大蔵・式部・民部・治部各省の頭の一文字を書き連ねている、とも考えられるのである。あるいは「官」「宮」と書いたところで、役所の名前に連想が広がつたのであるうか。「中件件件件件件」「謹謹有有者者有」「□□□省」と書かれた同じ檜扇の骨とみられる木簡も出土しており、一連の習書とみられる。「省」の字があるので参考になる。

24 縫を万葉仮名で記した摂津国の荷札

（SD四七五〇出土。城21—29下）

住吉郡交易進贋塩染阿遲二百廿口之中 大阿遲廿口 小阿遲二百口

長さ二一九mm・幅二一mm・厚さ六mm ○三一型式

摂津国住吉郡（今の大阪市住吉区付近）より贋として進上された「塩染阿遲」（塩漬けのアジ）の荷札。割書から、合計二二〇尾のうち「大阿遲」が二〇尾、「小阿遲」が二〇〇尾であつたことがわかる。アジをサイズで区別しているのは面白いが、数量からしても、やはり大きな方が高級品だったのだろう。

アジの表記に注目すると、この木簡では三ヵ所すべてで万葉仮名「阿遲」が使われている。一方で「鰯」と記される木簡もあり（参考展示）、「鰯」と書いてある木簡（城32—10上）、「鰯」という漢字が知られていなかつた訳ではない。漢字で日本語を書き

表すための工夫の一端がうかがえる。

ちなみに、この木簡を頭から読み下すと「住吉郡が交易して進む贊の「塩染阿遲」二百廿口の中、「大阿遲」が廿口、「小阿遲」が二百口となり、日本語の語順のままに漢字が並べられる例ともなる（10～12も参照）。

25

鰯を万葉仮名で記した若狭国のの荷札

（SD三〇三五出土。宮2—2283）

青郷御贊伊和志腊五升

長さ七八mm・幅四mm・厚さ三mm ○二二型式

若狭国遠敷郡青郷

（今の福井県高浜町の一部）より御贊として

進上された「伊和志」（イワシ）の「腊」（干物）の荷札。若狭国は、全国の中でもとりわけ多くの贊を貢納する地域の一つだった。

24 のアジと同じく、ここでもイワシが「伊和志」と万葉仮名で

書き記されている。「鰯」と表記する木簡が別にあることも、³⁵³⁵ 24 の場合と同様である（参考展示「鰯」と書いてある木簡（宮3—3535）。

29 万葉仮名で「タカヤマノ」と記した木簡*

（SK八二〇出土。宮1—551）

（表）簾乃多可夜万為

□□〔乃カ〕

（左） 大大

（裏） 簾□及多可夜及一□

長さ（二二九）mm・幅（二九）mm・厚さ七mm ○八一型式

34 行書風の文字で記した藁の借用依頼の手紙の木簡

（SD五三〇出土。『平城京木簡』3—451⁷、以下、京3—451⁷と略す）

筑後国生葉郡煮塩年魚肆斗弐升 靈龜三年

長さ一七二mm・幅二二mm・厚さ四mm ○三二型式

筑後国生葉郡（今の福岡県うきは市付近）から、靈龜三年分の贊として貢進された「煮塩年魚」の荷札。靈龜三年は七一七年。塩を利用してアユを加工した類例としては「塩漬年魚」（京2—2175）や「年魚醤」（城12—9上）がある。

活字のようにかつちりと整った楷書で書かれており、その趣は、天皇へ贊を献上するという状況にもふさわしい。

るが、裏面の木の割れた部分や側面にまで習書しており、材を余すところなく利用したあとがうかがえる。表面上部には鳥の絵も描く。「タカヤマノ」に続く文言に、「鳥」を指すコトバがあつたのか、あるいは、単に思いつきで戯れて描いたものか。

近年、歌を木簡に書くことについて、単に歌の練習書きではなく、典礼に用いるなどの一定の目的、用途および形式（材の大きさおよび字配り）があつた可能性が提起されている。この木簡の場合は、歌を書いたかどうかはつきりしないが、万葉仮名で歌を書くことを考える上で、さらにこのような木簡の例の収集が必要になるだろう。

III 文字のすがたかたち

33 端正な楷書で記した筑後国のの荷札

（SD三〇三五出土。宮2—2287）

筑後国生葉郡煮塩年魚肆斗弐升 靈龜三年

長さ一七二mm・幅二二mm・厚さ四mm ○三二型式

習書が全面にわたる中に万葉仮名の文言がみえる木簡。「多可夜万」〔乃カ〕とあり、「タカヤマノ（高山の）」と読める。「乃」字のように、日本語の助詞までも書き表すことができるが、万葉仮名で書く一番のメリットといえる。五文字であるので、歌の一部である可能性もある。他に「為」の文字などの練習をしてい

藁四十束を明日返すから暫く貸してほしいと伝える手紙の木簡。³⁹ 天平八年（七三六）年頃のもの。宛先是「東宅司所」（東家の家政機関）で、書き手は大友真君。相手に最も伝えたい「藁冊束」をやや大きく書き、前後も空けて、きわだたせている。

（一期展示）と同じく行書風の流れるような筆づかいで、このようないい書きぶりは、古代の木簡では珍しい。

大友真君は、「大友史生」ともみえる某官司の史生（下級書記官）で（城30—43上）、藤原麻呂（藤原不比等の四男。当時、参議兵部卿）の家政機関と牒の書式で文書をやりとりしている。この木簡は、藤原麻呂が東宅と呼ばれた可能性を示し、麻呂邸と推定される左京二条二坊五坪を含む東院南方遺跡の性格を考える上でも示唆に富む史料である。

32

39 参河国からの賛の荷札1*

（SK八二〇出土。宮1—367）

（表）参河国播豆郡篠嶋海部供奉五月料御贊佐米楚割六斤
（裏）参河国播豆郡篠嶋海供奉五月料御贊佐米楚割六斤

長さ二五八mm・幅三〇mm・厚さ七mm ○三三型式

40 参河国からの賛の荷札2*

（SK八一〇出土。宮1—368）

参河国播豆郡析嶋海部供奉八月料御贊佐米楚割六斤

長さ二九七mm・幅二五mm・厚さ五mm ○三二型式

39は、参河国播豆郡の篠嶋（今の愛知県南知多町篠島）から、⁴⁰楚割（サメの干物）の荷札。これらの木簡は、海民集団の海部が月単位で貢進する書式をとる。39は五月分を、40は八月分を貢進したということである。おおむね篠嶋が奇数月、析嶋が偶数月を担当した。第三の島として、比莫（日間賀）嶋が分担することもあった。六斤は、約四キログラム。播豆郡三島のこの書式の贊の荷札には、原則として年紀は書かれないと記述する。

45 「万呂」「末呂」を合わせ字風に記した木簡

（SD四七五〇出土。京2—1944）

○司皮作一人米二升半 受古万呂 九月四日道末呂○

長さ一四七mm・幅三二mm・厚さ二mm ○一一型式

「皮作」（皮革製品の作製に携わる人）に米を支給することを記した木簡。「古万呂」はその米を受け取った人、「道末呂」は支給の担当者。

男性名に広く使われたマロは、「麻呂」「万呂」「末呂」「萬侶」などさまざまに表記される。厳密な使い分けはないが、しいていえば「麻呂」がフオーマル、「万呂」が日常用とみられる。そして「万呂」「末呂」の場合、決まりきった「文字目の「呂」は、この木簡のように簡略化したり、43（一期展示）のように記号化したりすることが多い。時には全く書かないこともある。

なお、39は両面書かれ、一面が「篠島海部」、他面が「篠島海」となっている。書き落としに気付いて、反対面に書き直したのだろうか。ただ、表裏の筆跡は異なっているようにも見え、別人か、同一人でも時間差があるのかもしれない。

ところで、39と40は、ほぼ同じ文言でありながら、書いてある文字の形をそれぞれ見比べると、例えば、「国」「郡」「御」「贊」の各文字の形はそれぞれ異なる。特に、「御」字について

は、「彳」（ぎょうにんべん）の部分も大きく異なるし、全体として画の省略のされ方も異なる。これらの文字は荷札などの木簡でよく使われ、特に種類が豊富であるが、それでもその文字だと當時の人には通じていたのだろう。また、「贊」字については、「幸」（木簡では「親」）「丸」「貝」という部分の配置が異なっている。40が現代のように、「貝」が下半分を全て占めているのに対しても、39は右下半分にあり、そのかわりに「親」の部分が下までのび、左半分を占めている。各部品がそろつていれば、配置が異なっていてもよかつたらしい。

いた木簡
(S D 四九五一出土。宮3—
2885)

(表) 戸主壬生部猪手 年卅五正 口口丁 力

(裏) 戸主生壬部 [猪力]

長さ一八二ミリ・幅二七ミリ・厚さ五ミリ ○一型式

「戸主」こしゆ 壬生部猪手みぶべのいて という人名や、彼の年齢などが書かれた木簡。 「正丁」せいてい は二一〇六〇歳の男性のこと。

戸主とは古代の戸籍の単位である「戸」の筆頭者を意味するが、この木簡では「戸主」の「主」が「戸」の下に入り込み、ほとんど一文字のようになっている。しかしこれは、「雇」など別の字と間違えた訳ではなく、またこの木簡だけの特徴でもない。「戸主」は戸籍などで頻繁に使われる用語であつたため、独特の書き方が発達したのであろう。戸主以外の戸の構成員を「戸口」と言いうが、こちらでも同じ現象が認められる（一期展示44参照）。ちなみに、裏面では「壬生部」が「生壬部」と転倒しているが、どちらもミズベと読む。また、この木簡の「壬」は「王」の字形で書かれている。いざれも木簡にはごく一般的に見られる表記である。

「まいる」の意味で「参」を用いた召喚状木簡2

(8497) 宮6—出土。四〇〇一四 S

(表)代那省召

〔尺カ〕 度皆万呂今 無向參莫人

(裏)
月九日

長さ(三一〇)mm・幅三四mm・厚さ一二mm
○一九(○一五)型式

「參」と「叁」の使い分け

ここで注目したいのは、それぞれの木簡にみえる「參」の文字

狹國の荷札
(SK三一三九出土。宮2—2818)

若狭國三方郡能登郷 戸主粟田公麻呂戸口
三家人□麻呂調
益參斗

增補卷之二

51 は、式部省が尺度皆万呂に省に急いで出頭するよう命じる呼び出し状（召文）の木簡。腐蝕が著しく詳細は明らかでないが、用件などの記載はなさそうである。尺度皆万呂がどのような人物かも不明だが、勤務評定に関わって呼び出しを求められたのかも

式部省の勤務評定木簡と一緒に投棄されていてことから見ると、呼び出された尺度皆万呂が式部省に出頭するに際して持参した可能性が高い。

なお、この木簡の側面上部には穿孔がある。側面の穿孔は、横に並べて整理・保管する勤務評定木簡の特徴である（〇一五型式と呼ぶ）。何度も削って再利用を重ねるうちに、孔が木簡の表面に出そうになつて使用に耐えなくなつた勤務評定木簡を、召文に再利用したのであろう。

52 あわたのきみまろはは、若狭国三方郡能登郷（今の福井県若狭町付近）の戸主栗田公麻呂の戸口である三家人□麻呂が調として納めた塩三斗の荷札。三斗は今の一斗二升（約二三リットル）。三斗は調の塩の基本的な貢進単位である。

荷札本簡の物品の数量は一般的には通常の漢数字で書くが、「一」の木簡の場合には、字画の多い「參」を用いている。これは改竄を防ぐためにわざわざ複雑な字体の文字を用いるもので、壹、貳、參、肆、伍、陸、柒、捌、玖、拾、佰、仟、萬などを使用する。

これを大字と呼ぶ

「參」と「參」の使い分け
ここで注目したいのは、それぞれの木簡にみえる「參」の文字

の形である。「参」（「參」）という漢字には、日本語の「みつ」^二と「まい」^一の二つの意味がある。八世紀にも「みつ」の意味の時は簡単な「三」を使うのが普通だったが、今でも領収書などの数字にわざわざ難しい「参」を書くことがあるように、昔も特別の場合には字画の多い「参」を使うことがよくあつた（但し、^二のよう荷札でこれを用いるのは珍しい）。

ところが、木簡や正倉院文書など、生の史料に書かれた「参」の字形をよく観察すると、下半部を「彑」の字形で書くものは一つもなく、あるのは「小」と「三」の二種類。しかも、今では「みつ」と「まい」のどちらの意味でも同じ「参」を用いるけれど、万葉びとは意識して意味によつて字形を使い分けていたらしいことがわかつってきた。

51 の「参」は下半を「小」の字形、52 の「参」は下半を「三」の字形で書いている。これは、51 の「参」が「まい」の意味であるのに対し、52 は数字であることによる。

奈良時代の初めに少し例外があるだけで、特に七三〇年代以降、この使い分けはほぼ完璧に守られている（その背景には大字を用いる地方財政の決算報告書、正税帳の書式整備があるらしい）。

こうなると、「参」と「叁」は、字形の違いというよりも、互いに意味の異なる別の文字の関係にあつたとみた方がいいのか、知れない。

檀越也 然勿言 五十戸長我 課役徴らば 汝も泣かむ
里長が 課役徴らば 汝も泣かむ
檀越也 然勿言 五十戸長我 課役徴者 汝毛半甘

（卷一六一三八四六・三八四七）
杭につないでも暴れる馬、なんだか張り切つて泣いちゃうでしょう。（僧をからかう歌。お坊さんの、ひげの剃り残しに馬をつないでも、強く引っ張つたらいけないよ。お坊さんが泣いちゃうから。僧が応える歌。旦那さんよ、そうおっしゃるな。里長が税の取り立てにきたら、あなたたって泣いちゃうでしょう。）

杭につないでも暴れる馬、なんだか張り切つて泣いちゃうでしょう。（僧をからかう歌。お坊さんの、ひげの剃り残しに馬をつないでも、強く引っ張つたらいけないよ。お坊さんが泣いちゃうから。僧が応える歌。旦那さんよ、そうおっしゃるな。里長が税の取り立てにきたら、あなたたって泣いちゃうでしょう。）

60 近江国から藤原京への通行証

（表）関々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初上
(裏)同伊刀古麻呂 大宅女右二人左京小治町大初上
送行乎我都 鹿毛牡馬歳七

笠阿曾弥安戸人右二
里長尾治都留伎

長さ六五六mm・幅三六mm・厚さ一〇mm ○一一型式

僧を戯り嗤ふ歌一首
法師らが 鬢の剃り杭 馬繋ぎ
いたくな引きそ 僧は泣かむ

法師等之 鬢乃荆杭 馬繫 痛勿引曾 僧半甘

IV 木簡から万葉歌をのぞくと

近江国から藤原京に向かう際の過所（パスポート）木簡。下ツ道の西側溝出土。下ツ道は、大和盆地を南北に貫く主要道路の一つ。平城京造営時の基準線となり、そのルートは朱雀大路に踏襲された。平城宮跡出土の、平城宮造営以前の木簡である。
古代には、原則として本貫地（本籍地）から離れることができた。そこで、合法的な移動には、過所が必要であった。
交通検査を行う関所や、臨時の検問時などには過所を呈示して移

動の正当性を示した。この木簡は、近江国からの路次、奈良山を越えて大和国内に入り、今後藤原京まで関所はなく、不要になつたため捨てられたと考えられる。

過所には移動理由、通過する関所、目的地、旅行者の情報（官位姓名・年齢・本属・従人、百姓の場合は本貫地と姓名・年齢）、同行する奴・婢の名、携行品、馬牛匹数と特徴、それに過所の発行年月日、発行者の許可などを記すことになつて。過所を申請するときには、百姓は郡司に、官人は本司に辞・牒などの書類を提出する。そこでの勘查を通過すると、さらに国司又は京職に転送され、決裁を経て過所が発行される。大宝令では過所には「便に隨い竹木を用う」とされており、過所に木簡も利用したことが知られる（令集解公式令内印外印等事条所引古記）。

「関々の司の前に解す」という表現は、七世紀代の木簡に多くみられる「御前に申す」という表現と共通する言い回しと考えられる。近江国蒲生郡阿伎（安吉）里は今之滋賀県竜王町付近。「田作人」は阿伎勝足石の許で田作に従事する人という意味。「左京小治町」は、藤原京内の地名。平城京では数詞による條坊呼称に統一されるが、藤原京では固有地名で呼ばれていたらしいことが知られる。

記載から考えると、里長である尾治都留伎が、この木簡の発行者となる。筆跡は木簡全体で共通するとみられる。規定によれば、過所は本来郡司・国司が発行すべきものである。この木簡で里長が署名しているのは、里長作成の書類を郡司・国司に提出して認可される、という事務処理を反映するか、何らかの事情で里長発行の過所で通用したか、などの事情が考えられる。

いざれにせよ、やや力のこもつた、それでいて闊達な文字をみていると、大宝律令施行直後といふ新時代の幕開けに、「五十戸長」から「里長」と役職名も代わり、はりきつて書類作成にあたる里長・尾治都留伎の意気込みが思い浮かぶようである。六五cmという大きさも、地方で権威を示すのに用いられる六〇cmを越えており、力の入れようが分かる。ただ、木簡の大きさがダイレクトに権威の大きさに結びつくのはいわば「田舎の流儀」であり、

いささか滑稽にも感じられる。

全国各地に、こういう張り切り里長さんがいたればこそ、万葉歌では民衆に直接対峙する「税の取り立て屋」として里長が登場するのである。

家にありし 檻に鑓刺し 蔵めし 恋の奴がつかみかかりて

家尔有之 檻尔鑓刺 藏而師 恋乃奴之 束見懸

（卷一六一三八一六）

（家の櫃の中に、カギを掛けて閉じこめたはずの恋つて奴が、抜け出してつかみかかるよ。）

穂積親王は酔いが回ると、いつもこの歌を歌つたという。家で「封印」したはずの恋心がうずくとは、口説き文句か言い訳か。

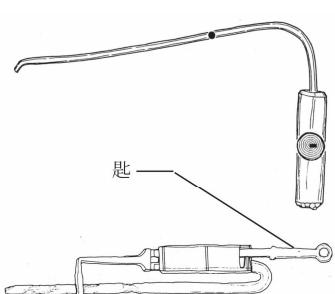
61 東門のキー・ホルダーの木簡

（SD五三〇〇出土。京3-4988）

（表）○「東門鑓」

長さ一七五mm・幅三四mm・厚さ三mm ○一一型式

キーホルダーの木簡。東門は左京二条二坊五坪に推定される藤原麻呂邸の東門か。鑓は鑰の俗字で、一般に、門を外すためのくるカギをいう。裏面の「殿門」は、一般的には殿と呼ばれる建物を囲む施設の門をいうが、この木簡の場合は、東門の規模が大きいことをいうのかも知れない。「鑓」字は、中国では存在せず、朝鮮半島・日本でのみ知られ



鑓（長岡京跡出土『木器集成図録近畿古代篇』より）と匙（平城宮跡SD2700出土）

る文字で、日韓の漢字文化の様相を示す文字とされている。

キー・ホルダー木簡は他にも出土例があり、奈良時代には広く利用されていたと考えられる。平城宮内の宮城門や中枢施設のカギの保管は内裏で女官が行い、その出納は厳重な手続きを伴つた。それぞれの役所や貴族の邸宅などでも、キー・ホルダーを駆使してカギの管理を行つていた。

「建物名十鑑」を列記した木簡

(SD五一〇〇出土。城22—16上)

殿東殿器鑑
南西瓦蓋殿鑑
北檜蓋殿鑑
南細殿外方鑑

長さ七八mm・幅六七mm・厚さ七mm ○一型式

二条大路木簡。鑑は門を開けるためのカギのこと。「建物十鑑」は各建物のカギを指す。カギの名を列記しているが、カギを括り付ける孔も開けられていないため、キー・ホルダーとは考えにくい。カギの整理・保管の作業に関わる木簡か、キー・ホルダー作成の準備作業の木簡などの可能性が想定出来よう。

「殿東殿器鑑」は、東器殿（東方の土器を収納する建物）のカギ、「南西瓦蓋殿鑑」は南西方の瓦葺きの殿舎のカギ、「北檜蓋殿鑑」は北方の檜皮葺きの殿舎のカギ、「南細殿外方鑑」は南方の細殿の外側のカギのことであろう。多くの建物に関連するカギが存在し、その多くのカギの管理が行われていた様子をうかがうことができよう。

カギは万葉人にごくありふれた、そして扱いの厄介な物品であった。

櫃と籠の付札*

折櫃八合輦籠二口

長さ(三三三六)mm・幅三五mm・厚さ六mm ○三三型式

(SK八二〇出土。宮1—477)

折櫃八つと輦籠二つに付けられた付札。折櫃は檜の薄板を折り曲げて作った小箱で、『延喜式』主計上では京・畿内の調。輦籠は「輿籠」と同様か。輿籠は畿内諸国からの交易雑器として貢進していた（『延喜式』民部下）。『日本国語大辞典』は語義未詳とし、「輿と駕籠（かご）に使用できる乗物をいうか」とする。だが本木簡では、付札に折櫃と並記される。木簡の形状や、SK八二〇の性格から考えて、本木簡は折櫃と輿籠をあわせて梶包した荷物の付札と考えられる。したがって輿籠とは、より小型の木製の道具とみるべきだろう。「口」という単位も、そうした小型の容器にふさわしいか。

天皇・貴族の身の回りでは、様々な道具が活躍しており、「櫃」もその一つだった。また、「櫃」という語は、現在の我々が想像するよりも広い範囲の道具を指し示していた。

衣入れの櫃の付札*

(SK八二〇出土。宮1—480)

縫縫衣入櫃一合

長さ一五二mm・幅二二mm・厚さ七mm ○三三型式

衣入れの櫃の付札。縫衣は袖の下から両腋を縫い合わせた服のこと。緑色に染めた縫衣を入れた櫃の付札。櫃は、折櫃（63参考）のようなものから、衣服を入れるものまで幅広く、万葉人の周囲で活躍していた。

穗積親王が「恋の奴」をしまい込んだのはどのような櫃だったのだろうか。つかみかかつてくる相手を押し込んで、カギを掛けられるぐらいだから、「折櫃」ではなさそうだ。やはり、この木簡のような衣装箱に類するものだったのだろうか。それとも、実は小さな宝石箱のような櫃だったのだろうか。その場合、それぞれどんなカギだったのか。いろいろと想像がふくらんでくる。

63

折櫃八合輦籠二口

長さ(三三三六)mm・幅三五mm・厚さ六mm ○三三型式

(SK八二〇出土。宮1—477)

過所木簡から平城京造営を考えてみると

通常、「地下の正倉院展」での解説は、研究員の合議で内容を確認したものである。つまり、共同責任的なものとなっている。だが、今回その禁を破つて、ごく私的な見解を述べてみたいと思う。

今回展示する過所木簡（60）は、研究史上非常に有名で、多くの問題や興味深い事実が含まれている。関所のあり方、文書の書き方の変化、地域社会と京の関係、など枚挙にいとまがない。それぞれ重要な内容だが、今回注目したいのは、「なぜこの場所（＝朱雀門付近）で出土したのか」という問題である。

結論を先に述べよう。この朱雀門付近の地は、平城京造営前から主要道路の交差点という交通の要衝であった。そしておそらく、平城京造営計画の基準点ともなっていたのではないか、と思うのである。

ポイント1 二つの添御県坐神社の場所

奈良県北部には、「添御県坐神社」という神社が二つ存在する。一社は歌姫に、一社は富雄に鎮座する。どちらも「添御県」という、後の添郡となる地域の中心ではない。そこで、添御県の境界を守る神社だと考えられている。古代の地域境界は、今日の様に地図上に線的に示されるものではなく、交通路上の点で把握する。歌姫の神社は、下ッ道が大和から山背に抜ける国境に位置する、セオリー通りの場所にある。しかし、富雄の方は富雄川では添から外に抜ける交通路とは見なしがたく、セオリーに反する。もし、歌姫と同じルールがあるならば、富雄の添御県坐神社付近を通過する、添御県中心から外へと向かう交通路が欲しい。

ポイント2 矢田丘陵の標高

奈良から大阪へと抜けるルートとしては、近世の暗峠越え奈良街道が有名で、これを古代に遡らせる意見も多い。だが、このルートは矢田丘陵を越える際、かなり高い標高まで登らなければならない。柵峠と呼ばれる、少し北側のルートであれば、遙かに低い標高で矢田丘陵を越えることができる（現状切り通しのため、周辺の地形からの検討）。

ポイント3 真東西にならぶポイント群

上記の富雄の添御県坐神社と、柵峠はほぼ真東西にならぶ。このラインを西に延長すると、生駒山中腹の宝山寺となる。古代道路は峠越えであれば鞍部を、そうでなければ山の頂上などをランドマークとして計画される傾向があり、般若窟などはランドマークとしてふさわしい。

ポイント4 吉川真司氏の研究成果

吉川真司氏は、平城京—難波間の最短ルートとして『万葉集』に登場する「日下の直越道」を考察した。行基の事跡の追求を軸に考察を重ね、生駒山系を越える場所は現在の阪奈道路に近い、近世の古堤街道で、平城京から生駒山麓までは二条大路の延長であろう、とした。根拠として、行基の「登美院」の比定、竹林寺の位置づけ、また二条大路延長上に道路痕跡が認められる、柵峠は標高が低く、古くからの交通路にふさわしいなどの点をあげた。吉川氏の研究成果により、上記ポイント群の連続が単なる偶然ではなく、二条大路の延長に伸びる交通路上の様相として、総合的に理解出来るようになった。

また、生駒谷は、須恵器を中心とする平城京への一大物資供給地であった。現在までに確認されている生駒谷の窯は、ほぼ現在の菜畑よりも北側、つまり吉川真司氏想定の「日下の直越道」沿線か、その上流域で確認されている。重い荷物を運ぶことを考えると、この立地は交通路との関連性で理解出来る可能性があろう。

さて、ポイント1～3は4の吉川氏の研究により総合的に理解できる様になつたが、逆にポイント1～3からすると、吉川氏が見出したルートは、平城京造営を遡る、古いルートだったと考えられる。したがつて、南北を結ぶ交通路＝下ッ道と、難波を結ぶ交通路＝日下道（仮称・後の二条大路のライン）との交点が朱雀門前の場所であつた可能性が高い。佐紀盾列古墳群を擁する有力地域である「ソフ＝添」と外部をつなぐ主要交通路の交点が、朱雀門前の地で、その二大重要交通路が添から出る場所に神社が鎮座した、というわけである。

過所木簡とともに出土した「大野里」木簡や「五十戸家」（五十戸は「サ

ト」と読み、大宝令での里、後の郷に相当。)などの墨書き器から、平城宮付近には平城京造営によつて消滅した行政区画「添郡大野里」があり、朱雀門付近にはその中心拠点である里家(里の役所)があつたと考へられている。大野里家の立地も交通の要衝にふさわしい。

また、過所木簡がこの場所で捨てられた理由も、より積極的に理解できる。奈良山の関所を越えて捨てたというよりも、主要交通路の交差点である添郡大野里家||朱雀門付近に至つて捨てたと評価したほうが、交通路との関係からは理解しやすいと思う。

そして、こうした交通要衝であり、また添地域の重要な地点であつた場所が、平城宮の正面入口になつてゐるとすると、単なる偶然とは思えない。平城宮・京の南北軸(=東西方向)の基準線は下ツ道である。だが、東西軸(=南北方向)の基準がどこなのは分かつていい。暗峠奈良街道や興福寺・春日大社の位置から、三条大路を基準だと考へる見解もある。だが、そのラインが東西道路で最も重要な二条大路として利用されていな点や、三条大路は正確には春日山山頂を目指していない点などを考へると、三条大路が基準ラインというのは若干の無理がある。

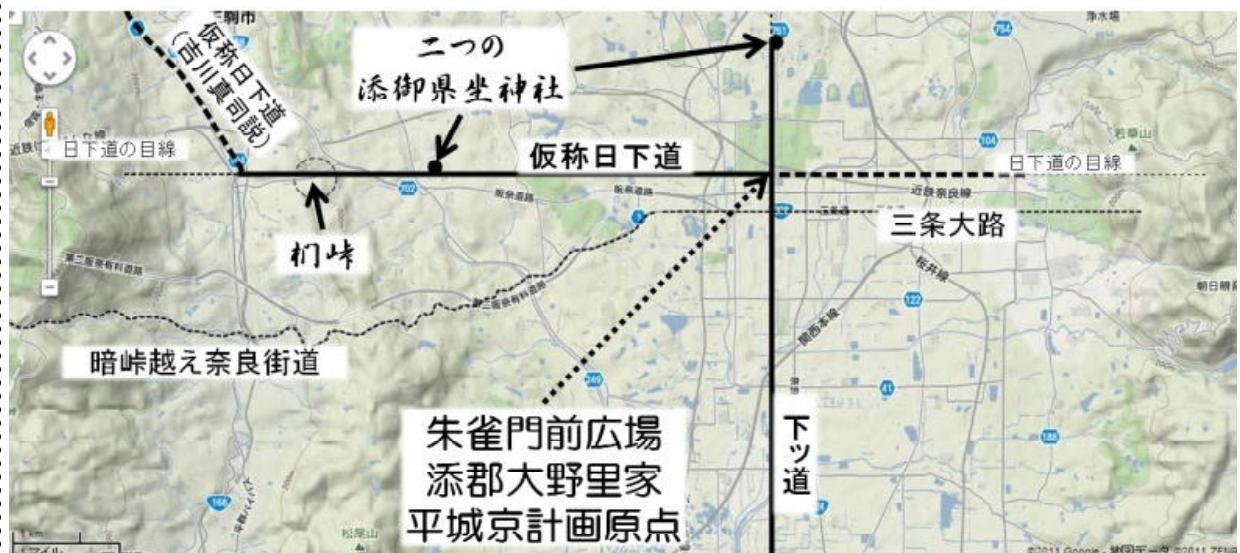
以上から、平城京造営の基準線は、下ツ道と仮称日下道であり、それぞれ朱雀大路と二条大路に踏襲された。だから、下ツ道と仮称日下道の交点であつた大野里家の場所が、朱雀大路と二条大路の交差点||朱雀門前広場となる。

朱雀門前広場は、平城京の出来る前も出来てからも、重要な交差点だった。朱雀門の場所が、平城京設計の「原点」だつたのではないか、と考える次第である。

では、なぜこれほどの発見をしつかりと論文にしないのか。それは、状況証拠ばかりで、決定的な証拠が無く、議論を詰めることができていないし、どうも今後も出来る見通しがないからなのだ。

というわけで、学問的には「詰まらない」話だが、多くの方には楽しんでもらえるのではないか。そして、新しい耳より情報をいただけて、学問的にも詰められればと願い、敢えて書き記してみた。

(馬場 基)



【木簡が見つかった遺構】

(年は展示木簡の出土年で、その遺構の全ての調査年を示すものではない)

SD四九五〇

(展示番号 25、33)

SD四九五ー

(展示番号 2、12、46)

一九六五年
東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側で大垣をくぐって宮外へ出て、東

坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。二条大路北側で西から流れ

くる二条大路北側溝SD一二五〇を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。**2**は小子門内側の平城宮内部分から出土した。**12 46**は、大垣を出ですぐの、小子門の南西側の地点で出土した。

SKハ二〇

(展示番号 5、11、29、39、40、63、64)

重要文化財

一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衛西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平一七(七四五)年の平城還都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平一九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、一〇〇七年に重要文化財に指定されている。

SD四七五〇

(展示番号 10、24、45)

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地壝の内側に沿つて掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料といふ他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜一(七一六)年後半の、邸内における米文給の伝票木簡を主体とする。

SD三三九七

(展示番号 18)

一九六六年

平城宮跡東院西辺を流れる南北溝。二時期あり、新しい方は幅約一・二m、深さ約〇・四mで、部分的に玉石積みの護岸が残っていた。古い方はこれより幅が広い。

SD五〇五〇

(展示番号 19)

一九六七年

平城宮小子門付近のSD四九五一を門付近を迂回するために西に付け替えた南北溝で、宮外に流れ出でながら、東一坊大路西側溝となつたSD四九五ーに合流する。小子門付近では底に玉石を敷き、杭と側板で護岸していいる。幅一・二m、深さ〇・二m。宮外に出てからは素掘りになり、幅一・八m、深さ〇・五m。SD四九五〇は小子門外側の東一坊大路西側溝と重複する部分から出土した。

SD一九〇〇A

(展示番号 60)

一九八八年

平城宮朱雀門内側で検出した、宮造営以前の下ツ道西側溝。宮造営後は、朱雀門から北に延びる幅約二・三mの道路の西側溝SD一九〇〇Bとして再利用される。幅約二・八m、深さ約〇・六m、深さ〇・八m。**60**は、朱雀門の北三五mの地点にある堰上流のくぼみ部分から出土した。

SD五一〇〇

(展示番号 62)

一九八八年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地壝に沿つて二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約二二〇m。

一九六五年
造酒司の井戸の排水を流すために役所の西辺に位置をずらしながら何度も掘られた南北溝の一つ。幅約〇・七m、深さ約〇・二m。南端は造酒司南限の築堤を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する、敷地内では奈良時代を通じて淀み状に広がり、ゴミも投棄されて湿地状を呈していたとみられる。

SD五三〇〇

(展示番号 34、61)

一九八九年

SD四一〇〇

(展示番号 51)

一九八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿つて延びる遺構。幅二m、深さ一m。総延長約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に關わる木簡が集中して見つかった。

一九六六年
二条大路木簡 一九八九年

SD四一〇〇

(展示番号 51)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最深一m。東面大垣内側の南北溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に関する削屑が大半で、養老・神龜年間(七一七～七二九)から宝亀元(七七〇)年のものまでを含むが、養老・神龜年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD一六四〇と一連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝亀元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝亀年間(七七〇～七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。

SK三一三九

(展示番号 52)

一九六五年

東院西辺の南北に長いゴミ捨て穴。長さ一〇m、幅二m、深さ〇・一五m〇・二四m。天平宝字三(七五九)年と神護景雲四(七七〇)年の木簡が出土している。

SD三三九七

(展示番号 18)

一九六六年

平城宮小子門付近のSD四九五一を門付近を迂回するために西に付け替えた南北溝で、宮外に流れ出でながら、東一坊大路西側溝となつたSD四九五ーに合流する。小子門付近では底に玉石を敷き、杭と側板で護岸していいる。幅一・二m、深さ〇・二m。宮外に出てからは素掘りになり、幅一・八m、深さ〇・五m。SD四九五〇は小子門外側の東一坊大路西側溝と重複する部分から出土した。

